

生食用の牛肉を取扱う事業者のみなさまへ

10月1日から、生肉用の牛肉（内臓を除く）について、食品衛生法に基づく規格基準および表示基準が定められました。基準に適合しない場合は、生食用食肉の加工・調理、店舗での提供、販売ができません。

厚生労働省の規格基準

- ◆加工・調理する場合
 - ① 町内細菌科菌群が陰性
 - ② 加工及び調理は、生食用食肉専用の設備を備えた衛生的な場所で行う
 - ③ 腸管出血性大腸菌のリスクなどの知識を持つ人が加工・調理を行う。
 - ④ 加工に使用する肉塊は、枝肉から切り出された直後に加熱殺菌を行う

※詳しくは厚生労働省ホームページをごらんください。

◆消費者庁の表示基準
 ◆飲食店などの店舗で、容器包装に入れずに提供・販売する場合
 店頭、メニューなどに次の

2点を表示する。

- ① 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあること
- ② 子ども、高齢者など抵抗力の弱い人は食肉の生食を控えること

容器包装に入れて販売する場合

- ①、②に加え、次の3点を記載する。
- ③ 生食用であること
- ④ とさつ、解体が行われたと畜場の名称及びその所在地（都道府県名、輸

入品の場合は原産国名

- ⑤ 加工基準に適合する方法で加工が行われた施設の名称及びその所在地（都道府県名、輸出品の場合は原産国名）

※詳しくは消費者庁ホームページをごらんください。



山都町観光案内所 ギャラリー喫茶 ルポン

12月のギャラリー

「小ヶ蔵女性部手づくり作品展」

おひなさま、幸せを呼ぶ袋、クリスマスリース、牛乳パックイスなど約40点を展示します。

期間：12月1日から26日まで

12月10日

皆既月食

～12月10日赤銅色の月が観測できるかも～



12月10日（土）の夜更けから11日（日）未明にかけて皆既月食を観測することができます。

今回は、頭上あたりで皆既月食となるので、最高の条件で観測することができそうです。

10日の夜9時45分に部分月食が始まり、11時05分に月が地球の影にすっぽり入り皆既月食となります。皆既月食は約53分間続き、11時58分に月は再び明るさを取り戻し始めます。日付が変わって11日午前1時18分、部分月食も終わって、満月へ戻ります。

皆既月食とは、太陽と月と地球が直線上に並び、月が地球の影の中に完全に入り込む現象で、皆既月食になると月は赤銅色に輝くそうです。（明るさや色は地球の大気状況によって毎回異なります。）

また、皆既月食中は満月の明かりが失われ、それまで見にくかった星も観測することができます。冬

の明るい星と赤銅色の月が見え、幻想的な眺めになるでしょう。

今年の月食はどんな明るさ・色で見えるか、自分の目で確かめてみませんか？

清和高原天文台 皆既月食 寒望会

清和高原天文台では、この天文ショーの観察会を開催します。

12月10日（土）午後9時～

●参加料 高校生以上300円 小中学生200円
 予約は必要ありません。野外にこたつも準備します。

高原の夜は冷え込みがきびしいので、暖かい服装でお越しください。

※皆既月食宿泊プランもあります。

●問い合わせ先
 清和高原天文台

〒861-3832
 山都町井無田1238-14（電話）0967(82)3300

国保からのお知らせです

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、加入者のみなさんの保険税と国・県の交付金などを基に町が運営しています。

社会の高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加など、さまざまな理由で医療費は年々増加しています。このまま増え続けると、安定した保険医療の確保ができなくなります。安心して充実した医療を受けるためにも、医療費の節約に取組む必要があります。保険税はきちんと納め、医療のかかり方や薬のもらい方を見直し、適正な受診を心がけましょう。

国保に加入する人

- お店などを営んでいる人
- 業、漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人や職場の健康保険などに加入していない人
- 外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在するものと認められた外国籍の人

国保では、世帯ごと加入し、世帯主がまとめて届出や保険税の納付を行います。世帯の一人ひとりが被保険者です。

加入するとき、やめるときは、14日以内に届出

- ほかの市町村から転入、転出するとき（職場の健康保険に加入していない場合）
- 職場の健康保険に加入したときややめたとき
- 子どもが生まれたときや被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けなくなったときや受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度の対象となったとき（75歳になって対象となる場合の届出は不要です。）
- 交通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け出てください。

保険から給付を受けるときは申請が必要

- 医療費が高額になったとき・・・自己負担限度額を超えた分（高額療養費）
- 入院するとき・・・「限度額適用認定証」の交付により窓口での支払が限度額までとなります。（所得区分により限度額が決まります。）
- 治療用器具を作ったり購入したときや（療養費の一部負担割合に応じて払い

戻しがあります。）

- 出産したとき・・・（出産育児一時金：42万円）
- 被保険者が亡くなったとき・・・（葬祭費：2万円）

医療機関・薬局の受診のときに注意していただきたいこと

現在、休日や夜間に、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加しています。このため、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、病院勤務医の負担が過重になる原因のひとつになっています。さらに、休日・夜間は医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。

本当に必要な方が、安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険税や窓口負担として被保険者の皆様に負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診する際には、次のことにご注意ください。

- ・休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。
- ・夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談（※）の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師からお子さんの症状

に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

※熊本県小児救急電話相談

Tel. #80000 または 096-3

64-9999

毎日 午後7時～午前0時

・気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。

・同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまわずに、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。（薬のもらいすぎに注意しましょう。）

・薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせに注意しましょう。

・後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くなります。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用について相談のつてもらうことができます。